

伝統建築診断士制度の発足

当協会では伝統工法によって建築された木造建築の耐震診断及び耐久性診断の技能を有する資格者を育成し、わが国の建築業界で活躍して頂くために、平成21年度から「伝統建築診断士」制度を発足させ、去る11月18日、19日に資格取得講習会を実施した。

過去の日本における大震災としては、阪神大震災、中越地震、東北地方の震災があり、その調査・研究の結果より明らかな如く、木造建造物の床下及び柱などの腐朽虫害のあるものに全倒壊物の例の多いことに鑑み、現在広く行なわれている健全な建造物の耐震診断では十分な診断が出来ているとは言えない。したがって、木材材料がどの程度劣化しているかの確でなければ本当の耐震診断は不可能である。本協会において今般開始した診断は耐震診断と劣化診断の十分な知識を有する者が実施しなければならないという考え方から出発したものである。

本制度では、建築構造、施工技術および関連法規に精通しておられる方に対して、文化財建造物を含む伝統的木造建造物の耐震性および耐久性能の診断（伝統建築診断）技術を講習し、資格試験の合格者に伝統建築診断士の資格を授与する。資格保有者は、伝統建築診断の結果に基づいて、建造物の耐震改修、保存処理や維持管理の計画を立案したり、計画に関する助言を与えることができる。また伝統建築診断士は本協会が紹介する物件の伝統建築診断を実施することもある。本協会は伝統建築診断の結果を審査し、認証することとしている。

本資格は、当協会が独自の基準と責任において付与するもので、国家資格・公的資格ではない。受験できる方は、建造物の維持管理、性能評価、保存・修復に関わる技術者や行政担当者などのうち、1級建築士、文化財建造物修理主任技術者、2級建築士で伝統建築に関する実務が6年以上の者および特級または1級建築大工技能士としている。

平成21年度の資格取得試験は12月18日に実施し、合格者認定および登録の手続き、さらには劣化診断に関する技術研修を経て平成22年1月には第1回の伝統建築診断士が誕生する予定である。また今後は伝統建築の所有者や管理者に対して本制度を紹介し、伝統建築診断を実施されるよう呼びかける予定である。

本制度に対して、関係各位のご支援とご協力をお願い申し上げます。

(理事 西本孝一)